

荷主の皆様へ ご存知ですか？ トラックドライバーの 労働時間のルールを



● 労働時間のルール「改善基準告示」 厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 8 時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・2日平均で、1日あたり 9 時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・4 時間以内

過労運転への荷主の関与が判明すると 荷主名が公表されます



● 荷主勧告制度の概要

違反行為

荷主からの
労働時間等の
ルールを無視した
指示・強要

過労運転防止違反
最高速度違反
過積載運行 等

荷主の主體的な関与が
認められる場合

荷主勧告

荷主名及び
事案の概要を公表

(貨物自動車運送事業法第 64 条)

国土交通省から荷主勧告書が発出されます

勸告									
<p>貴社依頼に係る運送において、下記のとおり、貨物自動車運送事業者が〇〇違反をしていた事実があり、当〇〇運輸局で所要の調査を行った結果、当該違反行為が主に貴社の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該事業者への処分のみによっては、当該違反行為の再発防止が困難であると認められた。</p>									
<p>違反事実</p> <table border="1"> <tr> <td>違反内容</td> <td>① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別)</td> </tr> <tr> <td>② 違反事業者名</td> <td>株式会社〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>③ 違反日時</td> <td>平成〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>④ 積載品</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> </table>		違反内容	① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別)	② 違反事業者名	株式会社〇〇〇〇	③ 違反日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日	④ 積載品	〇〇〇〇
違反内容	① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別)								
② 違反事業者名	株式会社〇〇〇〇								
③ 違反日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日								
④ 積載品	〇〇〇〇								
<p>なお、当運輸局は、上記事案について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇違反を行った事業者の車両を使用停止 (〇台・〇日間) する行政処分を行ったところである。</p> <p>ついで、今般、貨物自動車運送事業法第 64 条に基づき、貴社に対して、貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全の確保を阻害する行為を是正し、当該違反行為の再発防止を図るため、次の措置をとるべきことを勧告する。</p> <p style="text-align: center;">(荷主の行為に応じた勧告内容を記載)</p> <p>なお、事実関係等についての問い合わせがある場合は、下記まで連絡されたい。 (問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部〇〇 〇〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇)</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇第 号)</p> <p>〇〇〇〇株式会社 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇運輸局長 印</p>									

荷主がトラック事業者に対して、労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主勧告の対象となり、荷主名が公表される場合があります。

① 非合理的な到着時間の設定



② 手待ち時間の恒常的な発生



③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定



④ 積み込み前に貨物量を増やすような急な依頼



過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。



中小企業庁からのお知らせ

合理的な理由なく、価格低減を 要請していませんか？



⚠ 法令違反となる可能性があります！

発注者が、自社の予算単価・価格のみを基準として、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

(要注意!) チェックポイント

- 発注者の事情のみをもって対価の引き下げを要請していませんか。
- 不況時や為替変動時に協力依頼と称して大幅な価格低減を要求していませんか。
- 品質が異なる安価な海外製品を引き合いに、取引価格を引き下げていませんか。

こんな取引を目指しませんか？

- 品番毎にコスト削減のポテンシャルを評価した上で、合理的な根拠に基づいて価格を設定する。
- 発注者の協力(大量発注や品質の緩和、工程見直し等)により、受注者のコストダウンを図り、その効果を双方の寄与度によって価格に反映させる。
- 一定期間後に元の取引条件に戻すことを前提とした一時的な価格引下げについては、前提を明確に書面に記載し、適時に取引条件を戻す。
- 発注者は、製品の取引価格設定の根拠(品質、仕様、発注量など)を確認した上で、社内の予算承認を得る。

(本件に関する問い合わせ先) 中小企業庁 下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618

中小企業・小規模事業者のための

価格交渉

ノウハウ・ハンドブック



取引条件の改善に向けて
法令違反となる取引行為や
必要な価格交渉ノウハウを掲載

